

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

1 戸籍に記載される予定のフリガナの通知書が届きます。

羽曳野市に本籍地がある方には、8月25日から順次発送する予定です。
(他市区町村に本籍地がある方には、その市区町村から順次送付されます。)

2 通知書の内容を必ず確認してください。

原則として戸籍の筆頭者あてに、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナを郵送で通知します。
通知が届いたら必ず内容を確認してください。(フリガナが通知書のとおりの方は、市役所への届けは不要です。)

3 フリガナが違っていたら、変更を届け出てください。

通知書のフリガナが違っている方は、次の方法で届け出てください。

- ① 羽曳野市役所または本籍地のある市区町村の役所の窓口へ届け出る。
- ② 羽曳野市役所または本籍地のある市区町村の役所へ届出書を郵送する。
- ③ マイナポータルを利用する(利用方法は、下記法務省コールセンターにお問い合わせください。)

4 詐欺にご注意ください。

フリガナの届け出にあたって、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。また届け出をしなくても罰則はありません。不審な電話やメールがあれば、警察または市役所にお問い合わせください。

5 詳しくは法務省の情報を確認ください。

制度の詳細については、QRコードからご確認ください。(法務省サイトにリンク)



圧着はがきが届きます



詳しくは
こちら

【問合せ】市民課

法務省振り仮名コールセンター 0570-05-0310 (受付時間 9:00 ~ 17:15、(土)祝・年末年始除く)

第27回参議院議員通常選挙に伴う不在者投票について(任期満了: 7月28日)

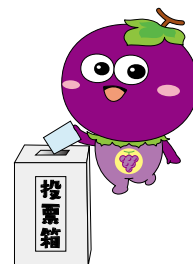
滞在地での不在者投票

選挙期間中、仕事等で市外に滞在している場合、滞在地の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用してオンラインでご申請ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、「不在者投票宣誓書・申請書」(市ウェブサイトからダウンロード可)を直接または郵送によりご申請ください。

※手続きや、申請に必要な書類の様式は市ウェブサイトをご覧ください。



郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票用紙の請求期限は選挙期日の4日前です。郵便等投票証明書をお持ちの方は、選挙管理委員会からお知らせを郵送しますので、ご確認のうえ期限までに請求してください。

※手続きや、申請に必要な書類の様式は市ウェブサイトをご覧ください。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入院、入所されている方は、施設長に申し出ると、施設で不在者投票をすることができます。詳しくは施設側にお問い合わせください。



←不在者投票
施設



←市ウェブ
サイト

【問合せ】選挙管理委員会事務局
内線 4610・4620

駐車場の適正利用にご協力ください

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付しています。これらの区画を必要とする人が駐車できるよう、駐車区画の適正利用にご協力をお願いします。



詳しくは
こちら

【問合せ】大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ
☎ 06-6944-2362